

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

<p>路線名</p>	<p>鴻巣桶川さいたま線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北本市本宿七丁目三番三地先から同市本宿七丁目七三番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月三日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十九年三月三日付け埼玉県北本市土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長六二・一〇メートル</p>